

「気仙沼しんきんNPO支援ローン」

(平成26年4月1日現在)

資 金 使 途	・特定非営利活動(NPO)法人事業に係る特定非営利活動およびその他事業に必要な「運転資金」及び「設備資金」とします。
融 資 対 象 者	・特定非営利活動(NPO)法人 (原則として任意団体を含め1年以上の活動経験がある先)
融 資 金 額	・無担保貸付・・・300万円以内 ・有担保貸付・・・1,000万円以内
融 資 単 位	・1万円単位です。
融 資 期 間	・運転資金・・・5年以内 ・設備資金・・・10年以内(据置1年)
融 資 金 利	・金庫所定となります。 固定金利 変動金利(当金庫長期プライムレートに連動します。)
返 済 方 法	・一括返済 ・分割返済(元金均等・元利均等返済)
連 帯 保 証 人	・代表者の他、役員1名以上を連帯保証人としてします。
担 保	・申込金額300万円を越える場合は、担保を差入れていただきます。
保 証 料	・不要です。
手 数 料	・融資手数料として200円(消費税別)がかかります。 有担保でのお借り入れの場合別途手数料がかかります。
そ の 他	必要書類 会社の定款・謄本・NPO法人設立時の申請書類の写し・決算書・法人税確定申告書・総会議案書等・保証人の資産証明・その他金庫が必要と認めた書類

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（９時～１７時、電話：０２２６-２２-６８３０）にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３-３５８１-００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３-３５９５-８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３-３５８１-２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３-３５１７-５８２５）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください
---------------------------	--

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉